

## 非課税投資の大本命！新 NISA の活用

MUFG資産形成研究所 所長 日下部 朋久

2024年1月よりNISA制度がリニューアルされ、非課税投資の枠が大幅に増えます。これまで有価証券投資を実践されていた方はもちろんのこと、これから始めようと考えている方にも、新NISAはメリット満載ですので、効果的に利用できるようご案内したいと思います。

### 1. 新NISAを理解する

NISAは少額投資非課税制度の愛称で、Nippon Individual Savings Accountの頭文字を取ったものです。通常、英語表記では「日本」をJapanとすることが多いのですが、あえてNipponとしています。公募に寄せられた中から選ばれましたが、NISA(ニーサ)は優しい語感で親しみやすいということだったのでしょう。ニーサとなったおかげで、その後、愛すべきキャラクター「つみたてワニーサ」も登場しました(注1)。



#### (1) 非課税制度とは

NISAは、一定の要件を満たした投資からの配当金や売却益が非課税となる仕組みです。通常(総合課税を選択しなければ)、配当金や売却益などの金融所得には約20%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%)課税されます。NISAの利用でこれが非課税となります。この優遇措置には限度額があり、投資元本の額で枠がはめられています。この枠が24年1月から大幅に拡大されることとなります(注2)。

#### (2) 非課税枠は1800万円まで拡大

現行の一般NISA、つみたてNISAと比較しながら、新NISAについて解説していきます。なお、ジュニアNISAもありますが、こちらは2023年で廃止(新規申し込み不可)となります(既存設定分の非課税措置は継続)ので説明は割愛します。

現行制度では毎年、一般NISA、もしくはつみたてNISAどちらかを選択することになり、同じ年で両制度の併用はできません。新NISAでは、一般NISAが成長投資枠に、つみたてNISAはつみたて投資枠に衣替えをするとともに併用が可能になります。

最大の見直しは、非課税枠の大幅拡大です。一般NISAでは年間120万円、最大600万円、つみたてNISAでは年間40万円、最大800万円が限度でしたが、新NISAでは年間の成長投資枠240万円、つみたて投資枠120万円、併用可能なので合計年間360万円が非課税枠となります。そして、最大投資枠は1800万円と大幅増で、現行の一般NISAの3倍の規模になります。なお、最大1800万円の枠のうち、成長投資枠では1200万円が限度になります。その場合、つみたて投資枠は残りの600万円(1800-1200)が限度になります。一方、つみたて投資枠について限定された枠の設定はありませんので、最大1800万円が限度となります(その場合、成長投資枠は0円)。

新 NISA は現行制度とは別制度になるため、現行制度で投資した商品は現行の非課税措置が継続されます。注意すべきは、非課税期間が終了した商品をそのまま新 NISA にロールオーバー（引き継ぎ）ができない点です。新 NISA においてあらたに購入する必要があります。

(図表 1) 非課税投資枠の比較

	現行制度		新NISA	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
2023年 (まだ使える!)	× 併用不可		○ 併用可	
	120万円	40万円	—	—
2024年以降	積立不可	積立不可	240万円	120万円
最大投資枠	600万円	800万円	<b>1800万円</b> うち成長投資枠1200万円	

※ 2024年以降の成長投資枠とつみたて投資枠の間に「ロールオーバー」の矢印と大きな赤い「X」が描かれています。

出所：筆者作成

なお、現行 NISA は 12 月まで存続していますので、今年分の非課税枠をまだ使っていない方は、今からでもぜひ利用してはいかがでしょうかと思います。

### (3) 非課税枠の再利用が可能

現行一般 NISA の非課税期間は 5 年、つみたて NISA は 20 年です。したがって一般 NISA であれば 5 年経過で課税口座に移行することになります。新 NISA では成長投資枠、つみたて投資枠いずれも期間は無期限になり、大きな改善が図られています。

ただ、現行の一般 NISA では 5 年経過後、その年の新しい非課税枠へのロールオーバーが認められていますので、ずっと同じ銘柄を保有し続けるなら実質的に 5 年以上の運用が可能でした。

(図表 2) 非課税期間の比較

	現行制度		新NISA	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
非課税期間	5年間	20年間	<b>無期限</b>	
非課税枠の再利用	<b>不可</b>			
損失の通算			① 売却時に他の金融所得との損失通算不可 ② 課税口座移行時の額が(損失があっても)取得価格となる	

出所：筆者作成

次に、非課税枠の再利用についてですが、NISA で保有資産を非課税期間の途中で売却した場合、その残高減少分を利用して NISA で新たな投資はできませんでした。それが再利用不可という意味です。一般 NISA の場合、5 年間で非課税期間が終了しますので、5 年たてば新しい非課税枠が発生し、そこで買うことが可能となります。したがって非課税枠をできるだけ長い期間使おうと思うと、売買のタイミングは非常に難しいものになります。これが新 NISA では、非課税枠の再利用が可能となります。売却した翌年、最大投資枠の残額が売却資産の取得時の価格（簿価）分、回復しますので、売買のしやすさが改善します（ただし年間の投資枠は変わりありません）。

一方で、弱点であった損失の通算不可については新 NISA においても変わりありません。通常の課税口座であれば、もし損失を出して売却をすれば、他の課税対象となる利益と相殺することが可能ですが、NISA は損失を通算することができないのです。

現行制度では、5 年たって課税口座に移行する場合にも影響しており、移行時に損失があった場合、移行先の課税口座の取得価格は前の簿価ではなく、移行時の時価が取得価格になります。意味するところは、たとえば課税口座移行後、前の簿価まで時価が戻って売却した場合は、移行時の時価からみた収益が課税対象となってしまいます。この点も変わってはいませんが、あえて言うと、非課税期間が無期限になったことで、損失状態で持ち続けられれば、つまり塩漬けすれば図表 2 の②は回避できるようになったということ是可以します。

#### (4) 投資可能商品の制約

投資可能商品については、成長投資枠は現行の一般 NISA とほぼ同じになります。上場株式や ETF、REIT、公募株式投信などになります。ただし、新 NISA 対象商品の要件に該当する必要があります（図表 3）。投資信託については信託期間が無期限または 20 年以上、ヘッジ目的以外でデリバティブ取引がないもの、毎月分配型でないことが要件としてあり、投資可能商品は投資信託協会の HP に順次掲載されています（注 3）。上場株式については、

整理・監理銘柄は除外されています。いずれも長期投資に資するものとしての要件となっています。

つみたて投資枠は基本的に現在のつみたて NISA と同じ扱いになります。つみたて投資の趣旨に合致する投信および ETF が金融庁に指定されることとなります（注4）。結果的にインデックス型の株式投信が大半になっています。債券のみの投信や毎月分配型の投信は対象外となり、ここはつみたて NISA と変わりありません。

（図表 3）投資可能金融商品について

	現行制度		新NISA	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
投資可能金融商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場株式</li> <li>ETF(上場投信)</li> <li>REIT(不動産投信)</li> <li>公募株式投信</li> </ul>	長期・積立・分散投資に適合の投信、ETF(インデックス投信が大半)	現行一般NISAと同様(下記要件を満たさないものは除外)	現行つみたてNISAと同様
新NISA対象商品の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託期間が無期限または20年以上</li> <li>ヘッジ目的以外でデリバティブ取引による運用を行わない</li> <li>毎月分配型でない</li> <li>成長投資枠において、整理・監理銘柄を除外</li> </ul>			

出所：筆者作成

つみたて投資枠にラインナップされる投信は、法令等の規定に合致した商品群であり、運用コスト等も非常に低廉となっています。成長投資枠における投資先で選択に困った場合は、まずはつみたて投資枠で採用される銘柄から選択する方法も一法であると思います。

## (5) 新 NISA よくある質問

新 NISA についてのよくある質問を図表 4 にあげました。内容は記載のとおりですが、④については、前述の図表 2 で説明した損失の通算ができないデメリットに関する質問で、損失の通算が必要となる投資スタイルの場合は課税口座を利用した方が良いケースがありうることを回答しています。

(図表4) 新NISA よくある質問

	質問	回答
①	現行NISAを利用しているが、手続きは？	現行の一般NISA、つみたてNISAを利用している場合は、今のNISA口座がある金融機関に <b>自動的に新口座</b> が開設される見込み。
②	値上がりすると、非課税枠は減るのか？	<b>非課税限度額は簿価残高</b> (取得時の価格)で管理され、時価の増加分は枠に影響しない。
③	つみたて投資枠の積立額の変更は可能？	現行と同様、毎月同額の積立が基本となるが、 <b>契約変更で積立額変更も可能</b> 。ボーナス月の増額も可能。
④	あえて課税口座を利用した方が良いケースは？	投資をしたい商品がNISA対象であれば原則NISAを利用すべきだが、 <b>短期投資などで損失を損益通算しながら機動的に運用したい場合は、課税口座の方が良いケースがある。</b>

出所：筆者作成

ここまで、現行NISAと新NISAの相違点を中心に確認してきましたが、新旧NISAに通ずる理念として、あくまで長期投資の視点を大切にしていることがわかります。対象商品の縛りや成長投資枠に制限を設けたことなどです。その中でも非課税枠の再利用を可能としたことは、前進したものと評価できます。これは非課税期間を無期限にすることの必然とも言えますが、一度買ったら投資妙味が失われても塩漬けになりやすいという、本末転倒の投資を避けることができます。もちろん、改正に乗じて商品販売サイドにおいて商品を頻繁に売買するよう促す行動はあってはならないと考えます。この点については金融庁が法令に基づき監督およびモニタリングを実施することになっています。

## 2. 新NISAの利用にあたって

新NISAを利用するにあたって、いくつか整理しておくべき事項について確認したいと思います。

### (1) NISAか課税口座か

新NISAに限らず、非課税口座が利用可能な場合は、上述の図表4の④のようなケースを除けば、資産形成目的において使わずにおく理由はあまりありません。非課税枠以上に金融資産を保有している場合では、多くの収益をあげる（非課税額が大きくなる）と考えられるものから優先して非課税枠を利用することが考えられます。

例としてNISAから外れますが、確定拠出年金では定期預金など元本確保型の商品の購入が可能です。家計全体で考えて、利息がほとんどない（ほとんど課税額のない）定期預金は課税口座で保有し、株式投信などを確定拠出年金で保有することが考えられます。

### (2) 老後資産形成にはNISAかiDeCoか

老後資金の形成にあたって、NISAかiDeCoかどちらを利用すべきかという論点です。

(図表5) 新NISAとiDeCoの比較

	新NISA(24年1月～)	iDeCo(イデコ:個人型確定拠出年金)
利用対象	18歳以上の国内在住者	国民年金加入者(加入可能条件あり)
投資対象商品	上場株式・投資信託等(図表3参照)	投資信託・定期預金等元本確保型商品
掛金の所得控除	なし (課税所得が少なければ影響小)	あり
引き出し	自由(引き出し後、翌年枠が復活)	原則60歳以降 (60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合は、年数に応じて61～65歳)
引き出し時課税	なし	あり(年金:雑所得、一時金:退職所得)
金額枠	総額 <b>1800</b> 万円 (簿価残高、再利用可)	職業・企業年金等の条件により拠出限度額に相違あり (例)企業年金がない企業勤務者 年間 <b>276,000</b> 円

出所:筆者作成

本来、iDeCoは老後資金確保のための税制措置ですから、趣旨から考えるとiDeCoをまず利用ということになります。原則60歳以降でなければ引き出しのできない点が不人気のiDeCoですが、その制約こそが老後資金の確保の観点で重要であると思います。ただその他の条件においてiDeCoについては利用しにくい点があります。職業や企業年金の加入状況などによって拠出可能額が大きく異なることや、所得税制の違いや、退職所得税制の見直し議論がスタートしていることなどです。したがって、現状、単純にiDeCoを推奨するものではありませんが、ご自身のiDeCo拠出可能額やその他の条件を勘案の上、可能であればNISAとの併用が非課税制度を最大限利用するといった観点で望ましいと思います。

(図表6) 新NISAかiDeCoか



出所:筆者作成

### (3) 成長投資枠かつみたて投資枠か

成長投資枠、つみたて投資枠をどのように使いわけるかという論点です。

#### 【一般 NISA 活用派】

これまで一般 NISA を十分活用してきており、今後も同じような投資を続けたいと考えている場合は、成長投資枠の利用が向いています。これまで限度額が 600 万円でしたので、倍増させることができます。その場合、仮に 1200 万円の枠を使い切ったとしても、つみたて投資枠の 600 万円が残ります。つみたて投資枠は対象商品が限定的であり、いわゆる長期・積立・分散投資に適合する商品ばかりとなります。資金に余裕があるなら、ご自身の成長投資枠における投資スタイルにかかわらず、資産形成の基本となるリスクコントロールが容易な、次に紹介する長期・積立・分散投資の実践を行うことをお勧めしたいと思います。

#### 【NISA 初心者】

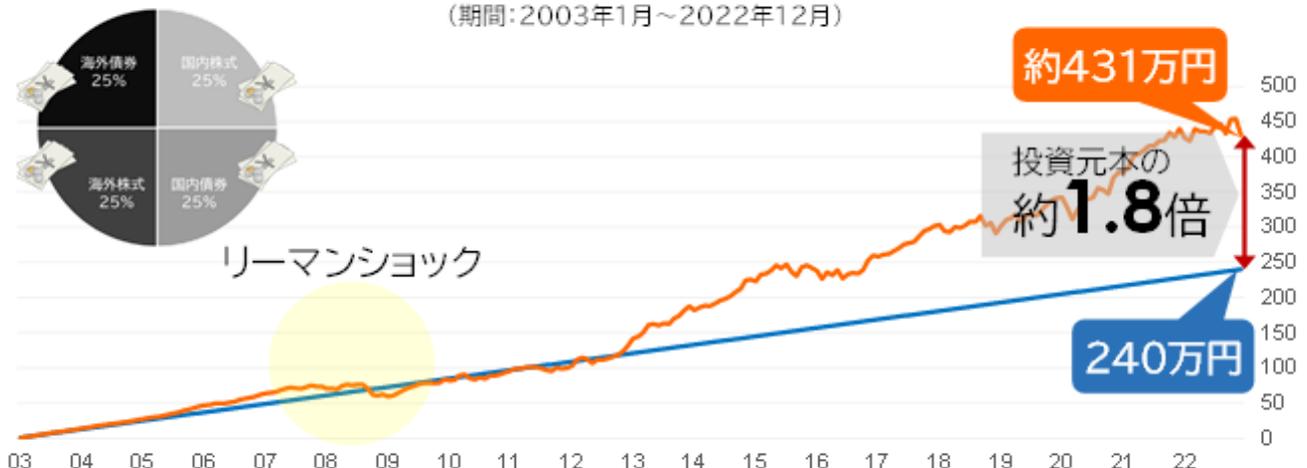
これまで一般 NISA はあまり利用していない、よくわからず始めてしまった、つみたて NISA を利用している、といった方の場合です。投資の学習をし、成長投資枠を利用してさまざまな投資にチャレンジすることも結構ですが、そこまで手を広げられない方は、長期・積立・分散投資を行うことをお勧めします。基本的にはつみたて投資枠を活用すると良いですが、年間の積立可能額に余裕があれば成長投資枠も利用して、つみたて投資枠の商品を購入すると良いと思います。留意点としては、家計の総資産や収入に対して投資資産の割合が大きくなってくるとリスクコントロールを十分考える必要が生じます。その場合、リスクがある程度抑えられたバランス型の投信が選択肢になってくるでしょう。

長期・積立・分散投資のイメージを得るため、図表 7 は国内外の株式・債券へ均等に投資するバランスファンドを設定して、2003 年からの 20 年間の各資産の収益率の実績をあてはめたシミュレーションを行いました。毎月 1 万円、20 年間で合計 240 万円を投資し、20 年後、約 431 万円まで残高は増加したといった結果です。収益性はさほど高くはないですがリスクがコントロールされている結果になっています。知識・経験に不安がある方は、ファイナンシャルアドバイザーなどの専門家に相談することも検討いただきたいと思います。

(図表 7) 長期・積立・分散投資のシミュレーション

### 毎月1万円を20年間、国内外の株式・債券へ均等に投資した場合

(期間:2003年1月~2022年12月)



\* グラフに示された実績は過去のものであり、将来の投資収益を保障するものではありません。  
\* 毎月末に資産の比率が均等になるように配分を戻したものと計算(売買等にかかるコストは考慮せず)  
\* 国内債券: NOMURA-BP 総合、外国債券: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、国内株式: 東証株価指数(TOPIX)(配当込)、外国株式: MSCIコクサイインデックス(配当込、円換算ベース)

出所: リフィニティブのデータより 著者作成

#### (4) 高齢者は利用しない方がよいか

一般に、高齢になると収入が減少し資産の取り崩し期となることから、リスクを伴う投資は控えるべきではないかとの話をよく伺います。言わんとすることはわかりますし、保守的な一般論として、当てはまる方がいらっしゃると思います。ただ、高齢期になればなるほど、ライフプラン、収入および保有資産の額、運用リスクに対する考え方、リスク許容度など、人それぞれとなり多様化します。したがって投資を行うべきか否かを一言で結論付けることはできません。少なくとも、高齢期の資産運用の考え方について良く理解した上で、活用の判断をすべきだと思います。よくわからないので何もしないという判断はできれば避けたいと思います。

平均像で見れば、高齢者ほど金融資産を多く保有している実態があります。おそらく生活費として資産の取り崩しに頼っていない方が相当数いらっしゃると思います。取崩しを行っている方についても、ある程度、家族に財産を残そうと考えている方は多いのではないのでしょうか。もしご自身のライフスタイルが上述のようであれば、投資期間はまだまだ長いということになります。このような資金性格を考えると高齢となっても投資を行うことが十分可能です。

一方で、例えば退職金を元手に一山当てようと、準備なく投資を始める方がいらっしゃいます。十分な知識・経験がない場合は専門家とよく相談して始めることをおすすめしたいと思います。できれば退職金を手に入れる前に投資経験を積むことが望ましいと思います。

大切なのは、高齢期の投資は心の安定を損なってまでしてはいけないということです。高齢になって心穏やかに暮らせないのは避けたいと思います。例えばわずかでも損失が発生したときに「失敗した!」と感じる方の心理的なダメージは、若年者に比べ大きいと思います。一方で、万一投資がうまくいかなかったとしても、「少し辛抱して暮らせば良いさ」とか、「子供への承継資産が少し減ってしまうけどしょうがない」などと思える方は、十分投資が可能だと思います。

新 NISA はいまだかつてない、大型の非課税制度となります。ぜひその特徴を理解した上で、それぞれのライフスタイルにあった投資にチャレンジしていただければ良いと思います。

なお、本稿における意見にかかわる部分および有り得るべき誤りは、筆者個人に帰属するものであり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

(注1) 「つみたてワニーサ」について (金融庁 HP)

[https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/wa\\_nisa/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/wa_nisa/index.html)

(注2) NISA 特設ウェブサイト (金融庁 HP)

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>

(注3) NISA 成長投資枠の対象商品 (投資信託協会 HP)

[https://www.toushin.or.jp/static/NISA\\_growth\\_productsList/](https://www.toushin.or.jp/static/NISA_growth_productsList/)

(注4) 現行つみたて NISA の対象商品 (金融庁 HP)

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/target/index.html>